

第九十八回 参議院内閣委員会會議録第七号

昭和五十八年四月二十六日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

田沢 智治君

補欠選任

梶木 又三君

辞任

梶木 又三君

補欠選任

源田 実君

四月二十六日

辞任

源田 実君

補欠選任

関口 恵造君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

坂野 重信君

板垣 正君

大島 友治君

山崎 昇君

三治 重信君

岡田 広君

関口 恵造君

竹内 潔君

林 寛子君

林 道君

山内 一郎君

勝又 武一君

野田 哲君

矢田部 理君

小平 芳平君

峯山 昭範君

安武 洋子君

秦 豊君

國務大臣

農林水産大臣

金子 岩三君

政府委員

農林水産大臣官房長

角道 謙一君

農林水産省農畜園芸局長

小島 和義君

農林水産技術会議事務局局長

岸 國平君

食糧庁長官

渡邊 五郎君

林野庁長官

秋山 智英君

事務局側

常任委員会専門員

林 利雄君

説明員

科学技術庁計画局科学調査官

高橋 透君

農林水産技術会議事務局研究総務官

中野 賢一君

本日の會議に付した案件

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂野重信君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、源田実君が委員を辞任され、その補欠として関口恵造君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○峯山昭範君 今回の農水省設置法の一部改正案につきまして、三質問をさせていただきます。

思います。

今回の設置法の一部改正につきましては、先般の臨調答申ともかかわり合いがあるようであり、すが、そういう点も含めまして、今回の二つの研究所の設置の意味等を含めまして初めに御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(岸國平君) お答え申し上げます。今回の二つの研究所、一つは農業生物資源研究所でございます。それからまた、もう一つは農業環境技術研究所でございます。

私どもは、最近の農業をめぐる非常に厳しい状況あるいは科学技術の進展の状況、そういったことを踏まえまして、将来を見通した上でこの二つの研究所をつくることによりまして、一方でバイオテクノロジーその他の最近大変進歩を遂げております研究手法を活用いたしまして、従来の研究の手法、すなわち新しい品種をつくる場合の交配の技術、そういったものだけでは達成できないような新しい生物資源あるいは新しい機能を持つた新品種、そういうものをつくるような技術を開発してまいりたい、そのための基礎的な研究の強化を図ってまいりたい、そういうふうにごえまして農業生物資源研究所を設置したいというふうにごえております。

また、もう一方の農業環境技術研究所でございますが、わが国の農業をめぐる、あるいは農業の基盤をなします土壌あるいは気象、水の問題、そういったような問題は必ずしもわが国の状況が農業にとつて最も恵まれた状況であるというわけではございませんで、いろいろむずかしい状況もあるわけでございます。そういうことを踏まえまして、農業を将来ともしつかりと営んでいくために、あるいはこれを発展させていくためには、その基礎になり得る農業環境のいろいろな要素の性格をきわめ、それらを組み合わせた適切な管理技術

をつくり上げる必要がある。そういった考えから農業環境技術研究所を設置してまいりたい、そういうふうにごえられているわけでございます。

そのためには、現在の厳しい状況でございますので、新しい研究所をつくり出すのに全くの新設でつくるといふわけにはまいりませんので、二つの研究所を廃止いたしまして、また畜産試験場の規模を縮小いたしまして、それらの研究の力を転用いたしまして新しい方面に展開してまいりたい、そういうふうにごえられているわけでございます。

御指摘の臨調との関係はどうかということでございますが、私どもそのようなことを考えておりましたときに臨調からの御指摘もございました。たまたま臨調の御指摘もかなり一致しているところがございまして、私も臨調での御議論の途中で御説明を申し上げて、先ほど申し上げましたような計画については御理解をいただいているというふうにごえられているところでございます。

○峯山昭範君 今回のこの二つの研究所をつくることにつきまして、わが党としましては賛成をいたしておりましたが、私は、これからの農業という問題を考えた場合に、必要なものは当然つくらないといけないと思っております。

それで、そう思うんですが、実際問題として、いわゆる臨調から指摘があるまでもなく、農水省としてはいままでの二つの研究所を廃止してそれにかわって新しいのをつくるというそういう方向で進めてこられたわけですね。人間的な面では多少そのほかのところからの異動も考えておられるようでありまして、それだけに農水省というところは十分全体的に余裕があるのじゃないか、そう私は考えるわけなんです。といひますのは、やっぱりもつと何と申しますか農水省全体、これは担当者

が違ふのかもしれませんが、二十幾つかの研究試験機関があるようですが、こういう機関は

それぞれ大事なことをやっていらつしやるのでしようけれども、最近の予算の伸び率やまた人員のあれを見ても、予算もほとんど十年間大分少しずつ、伸び率も非常に悪いようですね。それから定員も毎年減ってきていますね。

私の手元にも資料があるわけですが、たとえば予算の伸び率を見ても、最近は五十六年が三百二十一億、五十七年が三百一十一億、五十八年が三百六億と、絶対数で少なくなってきたわけですね。それから人員の面で見ても、これは四十九年からの資料が私の手元にあります、四十九年四千八百六十八人、それから毎年四十人、三十人ぐらいつ減りまして、五十七年には四千五百七十四人、こう減ってきています、ずつとね。

これは私はそれなりに理由があつて、行革に協力をしてきたという点も言えると思うんですが、農水省のこういうふうな研究試験機関というのは、全体的に見直して、もっと減らすところがいっぱいあるんじゃないか、そういう感じもするわけですね。特に人員、予算等の面を含めまして基本的に農水省としてはどういふふうにお考えになつていらつしやるのか、一遍これは聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(岸國平君) 農林水産関係の研究あるいは技術の開発といひますのは、わが国はもちろんでございますけれども、わが国だけではございませんで、アメリカあるいはヨーロッパ等におきましては主として官公立の研究機関で品種がつくられ、あるいは農業の技術がつくられるというのが一般でございます。

その理由は、農業の場合には、特にわが国においてははそつでございまして、一つ一つの経営体が大変規模が小さいというふうなことがございまして、それぞれの農家で新しい品種をつくりまして、あるいは病害虫が出た場合にその防除の技術を編み出すとかいうことは大変困難な状況にあるわけでございます、それをカバーいたしまして農業のための技術の開発をするためには、国あるいは都道府県といったところで試験研究を実施

していかねければその農業のために必要な技術の開発が行われないという状況でございます、そういうことから、わが国におきましては明治の中期以降、国におきましてそういった試験研究の体制を整えてまいりました。また、都道府県におきましても必要なものを整えてきているというのがいままでの状況でございます。

私も御指摘のように農林関係で現在二十の研究機関を持っております、今回の二つの研究機関をつくり出す場合には、先ほど申し上げましたように二つの研究機関を見直して、それを再編することによって新しい方向への転換を図つているところでございますが、その二十の研究機関の内容を申し上げます、ある部分、約といひますか八研究所でございますが、それらは野菜は野菜、あるいは果樹は果樹というふうな作目別の研究機関を設けております。

それからまた、北海道から九州まで、わが国におきましては大変南北に長い、気候的にも大変変化の多い状況でございます、北海道でございした品種を東北に持つてきててもなかなか使えない、東北でつくりました品種は九州ではとてもつくりえないといった状況にございまして、やはりその地域での必要な品種はそれぞれでございまして、それぞれに合うような技術をつくり上げていかないと農業が営んでいけないというふうな状況にございまして、それに対応いたしなす地域の農業試験場というものを六カ所に置いてございまして。

そういったことで二十の研究機関が構成されているわけでございます、それらは決してむだにありは多過ぎるというふうなものではないといふふうに考えております。ただし、研究でございまして、これは日進月歩でございます。研究の内容からいっててももちろんでございますし、また農業の現場から要請される問題から言ひましてもいろいろと変わつてまいりますので、その研究機関の内容につきましても組織体制につきましても常に見直しをしながら、あるときに必要な場合に

はその再編をして新しいところへ展開していかねばいけません。そういうことを行つておるのが基本的なところでございまして。

○峯山昭範君 ですから、研究機関が多いとか少ないとかそういう問題ではなくて、要するに日本の将来の農業というものを考えた場合に、必要ならだんだんつくつていって私は思ふんです。それで、ただ単にスクラップ・アンド・ビルドをすればいいというものじゃない、そう思ふんですよ。しかしながら、全体として人数も減つてきておるといふのは、逆に言えばそれぞれ研究機関の中にはむだなものもあつて、統廃合といふか、目的を達したものはだんだん廃止をして、要するに組織そのもの全体が生きておるかと言つておるわけですね。やっぱり生きておる組織にしていけないんじゃないか、そういうような意味できちつとした対応をしてもらいたい、こう言つておるわけですね。

そこで、その問題はございまして、いろいろ細かい問題もあつたんですが、きょうは時間の関係もあつたので、そのほかのことも幾つか聞いておきたいと思ひます。

今回のこの二つの研究機関の設置に際しまして、農林水産技術会議におきまして、学識経験者から意見を聴取し、そこでの結論に基づき設置を決めた、こういうふうな聞いておられますが、どういふような形で意見を聴取されたのか。学識経験者とは具体的にどういふような人たちがこれに当たつていらつしやるのか、概要で結構ですから御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(岸國平君) 農林水産技術会議におきましては、技術会議そのものが会長並びに六人の委員によつて構成されております。そのほかに、ただいま先生の御指摘にございましてこの二つの研究所をつくるに当たつて学識経験者からの意見を聞いた、その中身はどうかということでございますが、私も、こういった問題が起りましたと

きには、技術会議での議論だけでなく、適宜学識経験者をお願いいたしまして必要な御意見を伺うというふうなことを行つてまいっておりますが、今回の二つの研究所の関係につきましては、昭和五十六年度に農林関係試験研究体制検討会というものを設けまして、農林水産技術会議の委員をしておられる石倉秀次氏に座長をお願いして、そのほか江川友治、江崎春雄、金沢夏樹、久木田睦夫、それらの十名の方々にお願いいたしまして検討会を行つてまいりました。そのほかにも、その検討会だけではございませんで、研究機関におきまして場所長でありますとか、そういった方々の意見も、分科会といったような形で御意見を伺ひながら今回の考えを詰めてまいつたわけでございます。

○峯山昭範君 いまおつしやつていただきましたが、農林関係試験研究体制検討会と、こうおつしやいましたかね。これは今回だけではなくて、前の昭和五十六年の農業研究センターですが、そのときにもこういうふうなものがあつたんですね。結局、これは農林関係試験研究体制検討会といふ、そこでのいろいろ御意見を聞いたり検討したり、石倉さんとおつしやいましたかね、座長さんでまとめたということでございますが、これはどういふ会なんですか、いまの検討会といふのは。

○政府委員(岸國平君) 技術会議委員のほかに専門委員という制度を設けておりました、先ほどお答えを申し上げました江川友治氏ほかの十名の方々には専門委員として参画をしていただきました、この体制検討会におきましては、現在の農林関係の試験研究機関で行つております研究の内容、あるいはこれから研究しようとする方向、そういうものを詳しく御説明を申し上げ、その検討会におきまして御議論をいたしまして、将来の方向を見たときに、たとえば蚕糸の研究におきましては、現在の蚕糸をめぐる状況、それから蚕糸試験場の現在の規模、体制、そういったものを御指摘いたしました、むしろこの際、先ほど先生の御指摘にもありましたように、かなりの見直しをして、蚕糸試験場における体制を将来に十分活用

するたけには今回のような新しい方向への展開を図るのがいいんじゃないかといったようなことを、御議論の結果、結論をいただいたわけでございます。その答申をいただきました。技術会議としては新しい研究体制の整備のための準備をいたしてきたというのが状況でございます。

○**岸田昭範君** その検討会というのは、農水省の研究所とかそういうものを設置する場合の意見をもとめる機関としては非常に大事な位置づけがあるわけですが、私がこれはどういう機関かと聞いておるのは、いわゆる法的にはどういふふうな位置づけになるのかということをお聞きしておるわけ

○**政府委員(岸田平君)** この検討会は、特に法律に従ったというふうなものではございませんで、技術会議の中におきまして諮問をいたします機関、あるいは技術会議の中でお願いをして御意見を伺う機関、そういったような位置づけでございます。

○**岸田昭範君** ということは、逆に言えば、技術会議の中の会長か、あるいは技術会議から委嘱を受けてそういう議論をする機関なんですか。

何で私これにこだわるかといいますと、これは内閣委員会ですからこういうことを議論するところなんです。大体ここは、そういうふうな意味では、要するに、農水省のこういうふうな研究機関とかこういうふうなものをきちんと検討する、そういうふうな意味の非常に大事な、将来を決定する機関になっておるわけですか。しかも、その意見を左右する機関になっておるわけですか。そういうふうな意味では、その検討会というものがあるから分かれて責任体制がなっているのかということになってくるわけですか。

たとえば、法的には全く何にもない、責任も何にもないということになると、逆に言えば、今度これはもうむちゃくちゃなことになってくるわけですか。そうじゃなくて、やっぱりきちっとした法律に基づいて、ある程度筋の通ったそういう体制

制の検討会をなけりゃいかぬわけですね。そうすると、その人たちの、石倉さんや専門委員の皆さんも、それじゃわれわれは何をやっているのかということになってくるわけですか。そうじゃないだろうと私は思うんです。やっぱりきちっとした、そういうふうな何か根拠がきちっとあって、それれきちつとやっておられるんだらうと思うんですが、そのところだけは一遍はつきりしておいていただきたい、そういうことです。

○**説明員(中野實一君)** お答えいたします。先ほど岸田局長の方から御説明申し上げましたように、技術会議の中に専門委員というのを置くことができるわけでございます。ただいま申し上げましたメンバーは専門委員に委嘱してございませう。と、その技術会議における重要問題につきましては、そういう専門委員の方に集まっていたら、技術会議の方からかくかくしかじかの問題について検討していただきたいということをお願いするわけでございます。その検討の結果を技術会議の方にいただきます。最終的には技術会議の方でそれをどういふことにするか決める、そういうことになってございます。したがって、全体の研究の方向を決めるとか、そういった基本問題につきましては、すべて技術会議全体の責任において決められておるわけでございます。

○**岸田昭範君** わかりました。結局、それじゃ農林水産技術会議というのがあって、その技術会議から委嘱を受けて専門委員が集まってその研究体制の検討を行う、そういうふうなやっていると、うことですね。それで専門委員の皆さんの御意見をまとめて、それを技術会議に答申してそこで一回検討してやる、そういう体制ですね。それで了解です。

それでは次に、きょうは、「バイオテクノロジーの健全な発展に関する基本的見解と提言」というのをわが党も先般発表したわけでございますが、その点について二、三お伺いしておきたいと思

特に、人類の福祉の向上に資するため、人間生命の尊厳を大前提に、軍事利用の禁止とかあるいは事前評価による安全確保と社会的合意のもとに研究、開発、利用を推進することが大切であると私たちは考えております。この問題につきま

○**説明員(高橋透君)** 御説明申し上げます。バイオテクノロジーを含みますライフサイエンスは、生物学、医学、農学、さらには化学、物理学、工学等の分野にかかわる幅広い知見を活用して生命現象を解明するとともに、そこで得られた成果を人類の福祉のために応用しようとする科学技術でございます。将来さまざまな方面で画期的な技術革新をもたらすものとして期待されてい

ライフサイエンスの振興に当たりましては、御指摘のとおり、その結果が人間と社会に及ぼす影響について格段の配慮を払うとともに、生物兵器への利用の禁止あるいは安全の確保を図ることがきわめて重要と考えているところでございます。人間生命の尊厳につきましては、すでに昭和十五年八月に科学技術会議が出しました「ライフサイエンスの推進に関する意見」におきまして、ライフサイエンスにかかわる研究の中には、倫理、ひいては宗教の問題に及ぶと考えられるものがあることを踏まえ、その成果を直ちに人間に適用することなどには格段の配慮をすべき旨の指摘がなされているところでございます。

また、わが国はすでに昨年六月に生物兵器の開発等の禁止に関する条約に加入し、その実施のための国内法を措置しているところでございます。また安全の確保につきましては、「組換えDNA実験指針」を定めまして、わが国における組み換えDNA実験の安全を確保するために必要な基本的要件を示しているところでございます。科学技術庁といたしましては今後とも、これらの「ライフサイエンスの推進に関する意見」、あるいは生物兵器の開発等の禁止に関する条約、また

「組換えDNA実験指針」を踏まえ、ライフサイエンスの研究開発にその利用を推進してまいりたいと考えております。

○**岸田昭範君** そこで、これもこれから当然こういふふうになっていくんじゃないかなと私たちが考えていることでありますが、五原則というのを私たちが考えているわけでありまして、「次の五原則が遵守されるべきである」といふふうな発表をいたしておりますが、その五つにつきまして御意見をお伺いしておきたいと思

まず第一は、平和利用の原則であります。バイオテクノロジーの研究開発の目的は少なくとも平和利用のみに限るといふこの原則は、皆さんも御理解いただけると思っております。

それから二番目に、安全の原則であります。遺伝子の操作等は人間及び環境に対する安全の確保のもとに行う、これも当然ではないかと考えておりますが、こゝら辺のところについても御意見を後ほどお伺いしたいと思います。

それから三番目に、民主の原則であります。バイオテクノロジーの適正かつ健全な発展を図るため民主的に研究開発を行う、これもそんなに異議がある問題ではないと思っております。

それから四番目に、同意の原則。人間に対する遺伝子操作等は適正なる情報の告知のもとに当該者または保護者の同意を必要とすることというのを私たちは同意の原則として四番目に定め

それから第五番目に、公開の原則であります。バイオテクノロジーの研究開発に関する情報は公開されるものとする。

以上、五つの原則というものが少なくともこれから進められる研究開発に大変大事なことでないかと考えているわけでありまして、この問題についての御意見を一通りお伺いしたいと思います。

○**説明員(高橋透君)** たいま、バイオテクノロジーの健全な発展のために五つの原則を遵守すべきものと思うかという御質問でございます。

た。

バイオテクノロジーは人類の福祉に大きく貢献すると期待されている技術でございますが、その一層の振興が必要であるわけでございますが、平和利用の原則につきましては、先ほども申し上げましたように、生物兵器の開発の禁止に関する条約に加入し、その国内法を措置したというところでございます。

また、安全の原則につきましては、「組換えDNA実験指針」を示しまして、その中で十分に安全に配慮するようにその基準を定めて指導しているところでございますし、またそれに含まれていないものにつきましては、個別に科学技術会議の方で審査をして、安全性を確認した上で認めているという形をとっております。

また、民主の原則につきましては、当然国民の理解を得るような形で考えておりますし、また科学技術会議の中でもいろいろと議論がなされているところでございます。

同意の原則につきましては、これは主として医療の面で大きく問題になっていると思っております。でもたとえ体外受精の問題等につきましても、いま各大学等で患者との間で、また臨床家の間で十分な話し合いがされているというふうに向つているところでございます。

このようなことから、特別に現在新たに五原則という形で原則を設けなければならぬ事情があるというふうには考えていないところでございます。

以上でございます。

○**山田昭範君** 当然、それは五原則なんというのはだんだん国民の合意を得て自然にでき上がっていくものだろうと思えますが、御意見はよくわかりました。

て、人類社会への悪影響を未然に防止するためにも、遺伝子操作等の許容範囲等倫理的、法的、社会的問題について、科学者、行政、企業及び国民の間の広範な討論を重ね、その上でいわゆる妥当な倫理的ガイドラインですね、そういうようなものがつくられるべきじゃないかと、そういうふうにお伺いしておりますが、この問題について一遍お考えをお伺いしておきたいと思っております。

○**説明員(高橋透君)** 近年の科学技術の進歩に伴いまして、このバイオテクノロジーと人間との関係をめぐる種々の問題が提起されていることは十分承知しているところでございます。これにつきましては、従来から科学技術会議の場におきまして議論がなされてきておりまして、先ほども申し上げましたが、バイオテクノロジーを含むライフサイエンスの視点から、昭和五十五年八月に同会議が取りまとめた「ライフサイエンスの推進に関する意見」の中におきまして、ライフサイエンスに係る研究の中には倫理、ひいては宗教の問題に及ぶと考えられるものがあることを踏まえ、その成果を直ちに人間に適用することには格段の配慮をすべき旨の指摘がなされているところでございます。

科学技術庁といたしましては、これら倫理に係る問題につきましては、国民の多様な価値観と深くかかわり合っておりまして、哲学、社会制度等広範の議論を踏まえる必要があると考えております。科学技術会議の御指摘の趣旨あるいは先生御提言の意等を含めまして、国民的合意をどのよう

に得ていくか、こちら辺からの検討を行ってまいりたいと考えております。

○**山田昭範君** それでは科学技術庁はそこら辺にしまして、農業分野ではこのバイオテクノロジー技術の活用によってどのような技術開発を期待しておられるのか。そこら辺のところを一遍ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

は研究をしてみたいと考えております。この研究所のバイオテクノロジー関係の研究をいたしましては、主としていままでの研究では達成できなかったような新しいところをねらいとしてまいりたいというふうにお考えしております。その中の一つの例としては、遺伝子の組みかえを現在はまだ微生物等で達成されている状態でございますけれども、これを植物の段階まで何とかして持ち込みたい。そのためにはいろいろなことから開発しなければいけないところがあるわけでございますが、そういったことを開発いたしまして、植物にもそれを適用いたしまして、いままでは得られなかったような耐病性の強いもの、あるいは耐寒性のいままでも得られたものの程度をはるかに超えるような強さのもの、あるいは乾燥にも強いようなもの、あるいは窒素固定能力を備えたような作物、あるいはそれらの能力を備えたそのほかの作物、そういったものにも挑戦をしてみたい。そういうふうにお考えいただいております。

そのほか、この研究所では、現在でもすでに実施しております放射線育種なども実施してまいりますが、それらについても、単にいままでの技術だけではなしにバイオテクノロジーと組み合わせたいような形で今後新しい研究を展開してまいりたい、そんなふうにお考えしております。

○**山田昭範君** このバイオテクノロジーの振興のために遺伝子の資源の調査あるいは収集、保存、これは非常に大事なことだろうと思うのですが、この問題についてはこれからどういうふうに対応していけるおつもりか。これもお伺いしておきたいと思っております。

○**政府委員(岸國平君)** 御指摘のように、新しい品種をつくるという場合には、やはりそのもとになります遺伝資源というものが非常に重要でございます。私どももこの点につきましては大変大きな問題意識を持っております。それで、現在でももうすでに農林水産省関係の研究機関におきまして、約八万点ほどの遺伝資源としての品種、系統、そういったものを保存いたしております。

○**政府委員(岸國平君)** 農業生物資源研究所におきましては、新しい生物資源、新品種でありまして、とかあるいは新作物でありますとか、そういったものをつくり出してまいりたいと考えておりますので、先生の御指摘のような点は十分に念頭に置

すが、今後これらのものをさらにふやしていかねばいけない。そのためには、わが国の国内だけではどうも足りないわけでございまして、多くの作物の原産地である諸外国、特に東南アジア方面でありますとかあるいは中南米、アフリカ、そういったようなところへも手を伸ばしまして多くの遺伝資源を収集し、今後保存し、活用してまいりたい、そんなふうにお考えしております。

ただ、この遺伝資源の収集に当たりましては、最近各国との関係でかなりむずかしい状況もございまして、これからは国際的な遺伝資源の収集のための機構、そういったものとも協力関係を結びまして遺伝資源の収集に万全を期してまいりたい、そういうふうにお考えしております。

現に中国との間におきまして、五十七年から中国の雲南省、ここは非常に農業関係の遺伝資源の宝庫と言われているようなところでございまして、中国側と協力関係を結びまして共同研究を実施していただく。その過程で、当方の品種の提供もいたしたけれども中国側からも貴重な遺伝資源をいただけた。そんなことを考えておりまして、そういった方面のことも今後十分に強化をしてまいりたい、そんなふうにお考えしております。

○**山田昭範君** 今回設置される予定の農業生物資源研究所におきまして、これからどんどん新しい仕事をやっていけるわけでありますが、この研究所において行われます遺伝子組みかえによりましていろいろな新しい品種がこれから生み出されていくだろうと思えますが、そういうふうなものがいわゆる自然の生態系を混乱させるとか、あるいはいろいろ問題を起すこととも考えられるわけですが、そういう点についてはどういう配慮をしていらっしゃるのか。これも一遍ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○**政府委員(岸國平君)** 農業生物資源研究所におきましては、新しい生物資源、新品種でありまして、とかあるいは新作物でありますとか、そういったものをつくり出してまいりたいと考えておりますので、先生の御指摘のような点は十分に念頭に置

いて進めていかなければならないというふうにか
えております。

しかしながら、私どものこの研究所でねらいと
いたしますのは、農作物の育種ということを終
的な目標にいたしてございまして、われわれ人間
にとって、あるいは狭くは農業にとつて有用な
ものをねらいとするということも原則としてござ
いますので、その意味におきましても、またそれ
を進めてまいります場合に、農業上の有用性とい
う目的をしっかりと踏まえまして計画的に事を運
んでいくということを考えておりますので、万々
だいま御指摘にございましてそのような生態系を
大きく乱すような植物をつくり出すというような
ことはないというふうにか考えているわけでござ
います。

ただ、それでもこういった新しいことをやるわ
けでございまして、先ほど科学技術庁の方から
もお答えのありましたように、私どもも植物にお
きます遺伝子組みかえを実行してまいりますと
きは、内閣総理大臣の定められました「組換えD
NA実験指針」というものを十分に踏まえまして、
安全性等も十分に配慮した上で研究を進めてま
いりたい、そういうふうにか考えております。

○**峯山昭範君** 農業環境技術研究所でございま
すが、これは農作物の生育環境に関する研究を行
うということになっておりますが、具体的にはどう
いうふうな方向を目指していらっしゃるのか、そ
の主眼とするところをちよつと御説明いただき
たいと思います。

○**政府委員(岸國平君)** 農業環境技術研究所にお
きましてはいろいろな方面、たとえて申しますと、
土壌の問題でございましてかあるいは水の面、特
に水質の問題でありますとかあるいは作物を侵し
ます病害虫の問題でありますとか、農業をめぐる環
境要素すべてにわたつて研究を進めたいと考えて
おりますが、その中でどういったものが開発され
ていくのかという御質問でございまして、例を
申し上げておきたいと思ひますが、一つは、大変
わかりやすい例で申しますと、害虫の防除とい

ことになりまして、現在かなり多くの農薬を使
ざるを得ない状況でございまして。

そのために、ある場合にはその農薬による害
ども問題になるわけでございまして、そういった
ことを踏まえまして、この環境技術研究所にお
きましては、生物的な防除というところに大きな
眼点を置きまして、今後できるだけ農薬の使用を
少なくしながら、しかも有効に害虫あるいは病
気の防除ができるようにということ、たとえて申
しますと、昆虫の性フェロモンの研究によつて、
その性フェロモンを活用することによつて害虫の
防除を達成するといったことで農薬の使用を少
くも少なくするというふうなことも一つの例で
ございまして。

また現在、都市におきまして、多くのごみであ
りますとかあるいは汚泥でありますとか、そう
いったようなものが出て、それらが農業の場
面に持ち込まれるというようなこともあるわけで
ございまして、そういった場合に、やはり必要
な技術を開発しておきませんと、それらによつて
開発しておきませんと、それらによつて農業自
身が、農業の基盤であります水でありますとか土
壌でありますとかを決定的に悪くしてしまうとい
うこともあり得るわけでございまして、そういった
ものを活用するよう技術につきましても開発
してまいりたい。そういったことを組み合
わせて、トータルとしては農業の生産基盤を
できるだけ確固としたものにし得るよう
な技術を開発していくということはこの研究所
で目標にいたしております。

○**峯山昭範君** この問題について、最後にもう
一つ聞いておきたいと思ひます。

この試験場なりあるいは研究所で開発された技
術、それはどういふふうにして農家の皆さんの手
に渡っていくのか、これ一週ちよつとお伺いし
ておきたいと思ひます。

○**政府委員(岸國平君)** この予定してございま
す二つの研究所は、内容的にも大変基礎的なところ
を研究することを目的にいたしてございまして、その
ために、この研究所でつくりました技術あるいは手

法あるいはつくられてまいります新しい生物資
源、そういったものが必ずしもすべてがそのまま
農業の現場に直接役立つものではないというよう
な状況もございまして。そのために私どもは、この
二つの研究所でつくりました技術、手法ある
いはつくられたもの、そういったものは私ども
の関係の研究機関の中で、特に作目別の専門の研
究機関がございまして、そういったところでた
とえば野菜の新しい品種をつくること、ある
いは稲の新しい品種をつくること、そういった
ところに活用することをまず考えております。

また、そういったところをつくられたものは、
今度は都道府県の試験場におきましてそれぞれ
都道府県の農業の現場で活用されるような技術に
さらにも組み立てられるということが考えられる
わけでございまして、新しい二つの研究所から直
接そういった都道府県の試験場に情報が流され
活用されることもございまして、主としてた
だいま申し上げましたようなルートによつてシ
ステム的に研究がなされていく、そして農業
の現場に役立ってまいるといふふうにか考えて
いるわけでございまして。

○**峯山昭範君** きょう大臣もお見えになつて
おりますので、お米の問題についてちよつとお伺
いしておきたいと思ひます。
米の需給につきまして、最近いろいろな新聞情
報も流れております。お米の需給が三年連続の
不作から逼迫が懸念されている、そういうふう
な新聞もあるわけでありまして。食糧庁長官の先
般の国会における答弁でも、本年十月末には五
十八年度産米三百五十万トンが集荷されるの
で在庫が底をつく心配はないと、こ
ういふふうにか答弁されてお
られますが、米の生産は本来単年度のみで需
給できるよう、国民に主食の需給に不安を
与えないよう安定的に供給できるように
なすべきであります。昨年の米の在庫量は
六十万トンとしまして、今後米の在庫量が
六十万トンになるようなことがないよう
に従来の六十万トン在庫の線は維持す
べきである、そういう話があるわけ

でありまして、この問題については大臣なり食
糧庁長官はどういふふうにかお考えですか。

○**政府委員(渡邊五郎君)** 御指摘のように、五
十八年度——昨年の十一月から本年の十月に
わたる米穀年度につきましては、全体の供給
量が千七百五十万トン程度、したが
いまして需要量を最近の動向から見
まして千六百五十万トンといたしま
すが、御指摘のように五十八年度の新米
等が出回ります。政府米で約二百
五十万トン以上出回りますので、この
年度についての御心配、御懸念は全
くございませぬ。
御懸念のある点は五十九年度とい
うことになるかと思ひます。本年の
十一月から来年の十月にわたる期
間でございますが、この点につきま
しては、先般転作等の目標面積を
七千七ヘクタール緩和いたしました
ことによりまして来年の秋の持ち
越しは五、六十万トン、御指摘
のような水準に回復させたいと、こ
のように考えておる次第でござ
います。

○**峯山昭範君** 大体心配ないよう
であります。食糧庁は二月上旬現在
における五十七年度産米の集荷量
は六百九十七万四千トンと、予
約限度数量七百六十万トンはお
るか、昨年十二月の集荷目標
七百七十万トンをも割っていると、
今後七百七十万トンを達成でき
るかどうかが大きな問題となつて
きた。このため、食糧庁では食
糧事務所に集荷を督促してござ
います。その概況はどういふよう
になつておるかお伺いしたいとい
うのが一つ。
それから今後の推移によつては、
今後十月末の政府持ち越し在庫
量の十萬トンにも響かぬため、
国民の注目を集めておられる
十萬トンを切ることはないと確
信されておられるようでありま
すが、その確信に変わりはない
か。先ほど答弁ありましたが、
それから米の集荷の期限が五月
末までであるとはいへ、これ
までの集荷実績のうち、予約限
度数量に達した都道府県は秋
田県と富山県など七県だと聞
いておられます。そこで、今後
の米の集荷の見

込みはどうなっているか、それもあわせてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊五郎君) 集荷の点について申し上げますが、御承知のように、昨年一月に改正食糧管理法が施行されまして、新制度を国民の支持と信頼を得て定着するよう、特にその際に院の御審議でも問題になりました不正規流通の取り締まりといういわゆるやみ米の取り締まりという問題は、ともかく徹底してこれを実施すべきであるということもございまして、したがって、昨年来食糧事務所、集荷団体、都道府県も当然入りまして、関係者を指導いたしまして、この不正規流通につきましてはかなりの効果をおさめてきておると考えております。いずれにいたしましても、この集荷、不正規流通の取り締まりということが食糧制度運営の基本になる問題でございまして、こうした点についての徹底を図っておるわけでござい

す。御指摘のように、五十七年産米のスタートする前に限度数量七百六十万トンといたしましたのが、御存じの不作でございまして、集荷目標を七百万トンということで先般基本計画も定めたところでございまして、この見直し、現在約七百万トン近くまで来ておりますが、一方で三月末の検査数量等を見ますと七百五十万トン程度になっております。検査数量よりは若干いつも下回りますが、そうした点からも七百万トンは集荷できるものというところで鋭意目下努力いたしておるわけでござい

ます。十万吨の持ち越しにつきましては、本年産の新米の確保の関連もございまして、こうした点については、さらに綿密に私ども都道府県なりと連携して十万吨の確保を図るつもりでございまして、そうしたことによりまして全体の需給について御心配をかけることのないようにいたしたいと考えております。

○安武洋子君 本法案で設立しようとしたしてあります農業生物資源研究所と農業環境技術研究所、これは生物工学と環境工学の手法によりまし

て農業技術の開発を可能にするための基礎技術の研究に重点を置いております。しかし、農業に役立つための技術開発を掲げてはおりますけれども、両方ともまだ技術的に確立しているとは言いがたいと思ひます。当面はテクノロジそのものの開発のための基礎的研究開発に当たらなければならぬと私は思ふわけですが。

これらの研究が実際に農業に役立つという見通しのつく時期、そして実際に農業に役立つ時期というのは一体どういふふうにお見通しでござい

ましようか。○政府委員(岸國平君) 先生御指摘のように、新しい技術の開発の場合にはいずれも大変時間のかかるものでございまして、私ども特にこのバイオテクノロジーの関係の研究をいたします農業生物資源研究所での研究の内容、そこから出てまいります成果、そういったものはすぐには農業の現場で役立つような状況ではないというふう

に認識をいたしております。しかしながら、現在毎日研究を進めておられて、毎年新しい品種もつくっております。一般の品質改良のための研究、そういったものに対しましてどうも新しい手法を、あるいは新しい品種育成のものになるものを常に供給してまいりませんと、そういったすぐに農業に役立つ研究の面でもりっぱな研究ができない、あるいはりっぱな成果が得られないという状況にあると考えております。

そのために、今回の農業生物資源研究所で行います研究、その成果は、そのものがすぐに農業の現場で役立つということから言いますと、かなり先になる。遺伝子組みかえによって新しい品種がつけられて、それが農業の現場で役に立つというところは相当先になるといふふうに考えておりますが、ただいま申しましたように、それらの研究の過程で編み出されました、つくり出されましたたとえば系統でありまして、あるいは生物資源のものになる現在の研究を進めておられます幾つかの試験場にそのまま渡されまして、直接農業の役に立つ

研究につながっていく、そういうふうに考えておられて、新しい研究所で行います研究が研究手法の開発であるから、農業の現場にはなかなか役立つのではないかと、というふうなふうには考えておられないわけにござい

ます。○安武洋子君 基礎的研究開発というのは、確かに長期にかり、かなり先になるといふことはわかります。ですから、当面の研究開発というものは、直接にいきます農業に役立つということにはならないと思ひます。だからこそ農業の切り捨て政策がいま進められておられますし、そして農業部門の使用るところというの、科学技術の開発研究の研究効果追求というふうなことで使っていくこととする、こういう臨調行革の枠組みのもとで、農水省が私はよほどしっかりと立場に立っていただかないといけないと思ふんです。そういう立場に立たない限り、農業に本当に役立つ研究、特にいま問題になっております衰退のほなほだしい土地利用型農業、これに役立つ研究機関にはならないのではなからうかというふう

に思ひます。逆にその足を引っ張る方向の研究になりかねないおそれがあるのではないかと、思ふんですが、この点いかがお考えでござい

ましようか。○政府委員(岸國平君) 先ほどお答えを申し上げたとおりであらうかと思ひますが、改めて申し上げますと、二つの研究所、特に農業生物資源研究所で行います研究は、研究の内容あるいはテーマの名称、そういったものだけを見ますと、大変実際の場面からは迂遠なような、非常にむずかしい問題が羅列されるようなことになるわけにござい

ますが、ただ、それらから得られます成果は、やはりそのものが直接農業の現場にすぐにつながるわけにはございませぬけれども、それがもとになりまして、土地利用型農業にもつながるような品種の開発、あるいは土地利用型農業で特に重要なものになってまいります。できるだけ肥料を少なくして生産する物は多くするというような意味から申しまして、窒素固定の能力を稲であれば稲に与えていくといったようなところにもつながってまい

るわけにございまして、また耐病性一つをとってみましても、耐病性の強いものでなければ、農家がつかっていくときにいつも病気が出るんじゃないかというふうな悩みを持ち、あるいはそのために農業をまくといったようなことをしなければならぬわけにござい

ます。そういったことを少しでも少なくして土地利用型農業を、しかも低コストにやっていますとい

うときには、ただいま申し上げましたような耐病性あるいは耐寒性といったような性質を十分に持ったものをつくらなければいけない、そのものになるのが今回の研究所で行われる研究であるというふう

に考えておられて、今回の研究が土地利用型農業の発展のために役立つというふうなことは決してございませぬし、むしろその土地利用型農業を発展させるためにぜひ必要である、そんなふう

に考えております。○安武洋子君 私がなぜそういうことを申し上げるかといいますと、この改編というのが現場の研究者、そういう方々の意見あるいは農家の意見というものから出てきたのではなくて、これは臨調の国立研究所のスクラップ・アンド・ビルド、この一つとして浮上してきているというわけで、私はそういう危惧を大々持っているわけで、私からはやはり日本農業の発展に見合った研究所にしていくべきだというふう

いますのは、これは主として植物にこれを用いてまいりたい、そのことを大きな目標にいたしてあります。

御案内のように、この遺伝子組みかえの研究というのは、まだ始まって大変世界的にも日が浅いわけでございます。そのために、現在のところは遺伝子組みかえが実際に行われておりますのはまだ微生物の段階、特に大腸菌を対象にしたようなところが主として用いられているわけでございます。最近ではそのほかに酵母でありましてとか枯草菌でありましてとか、そういうものも使われていくようにございますが、植物を対象にいたしますと、これはまだまだそういうことに実用のものでございまして、この段階に達してないというのが現実段階であるというふうに理解をいたしております。

そのために、私どもの今回の新しい研究所におきましても、その面ですぐに新しいものが出るというふうには考えておりませんが、その遺伝子組みかえを用いて植物において有用なものが出てくるのは、先ほどお答え申し上げましたように、相当まだ先になるというふうに考えております。

しかし一面におきまして、従来行ってきたような交配の技術といったようなことだけで、はもう達成され得ないようなところにわれわれの農業においてものを求めるような、そういう状況がわが国においてもまた世界的にもあるわけでございます。そういうことを見通しますと、いまこういつた研究に農業においても十分に着手をいたしまして研究をしておきまさんと、わが国の農業はもちろんでございますが、世界的に食糧の問題がますます厳しくなる、そういう人類全体の要請のためにも役立つものなるんではないか、そういうような問題意識もございまして、どうしてこの機会にこういつた研究をしっかりと始める、あるいは推進していかなければいけない、そんなふうには考えております。

○安武洋子君 今回の再編といふのは、研究内容、これが詰め切れなままに臨調行革を先取りにいたしまして試験研究機関の改廃を行うというふうになっております。これは大変本末転倒しているのではなからうかと、私は研究の論理から見まして、これは外れていると言わざるを得ないわけですが、この点についての御所見を伺います。

○政府委員(岸國平君) ただいまお答え申し上げます。政府委員(岸國平君) ただいまお答え申し上げます。研究の設立というのが将来を見通したときに、いまこれをやらなければいけないという大変強い問題意識を持っておりまして、そのために二つの研究所を廃止してでも新しい研究所をつくらなければいけないという点につきましては、十分な検討をいたしまして、その結論として今回のような計画を立てたわけでございます。

○安武洋子君 ではお伺いいたしますけれども、そういうふうには十分検討をなさったというふうなことは、やはり現場の研究者の声、これが私はやっぱり大きな改編の、本場に研究者がそういう声を上げられているなら大切なことであろうと思えます。農家の意見というものは重視されなければならぬ、そういうものに基礎を置いてお考えにならないでしようか。

○政府委員(岸國平君) 研究を進めます場合に、やはり本場に一つ一つの研究をいたしますのは人間でございますので、実際に研究を行う研究者の考え方を尊重しなければいけないというところは私も十分認識いたしております。そのために、先ほど岸山先生のお答えを申し上げましたが、今回の組織改正のための検討も十分各方面の方々の御意見もお聞きいたしましたし、また直接研究機関におきまして研究の指揮をとっております研究部長、あるいは部の中にもあります科、その科の長でありまして研究科長、そういう方々の意見も徴しております。それらの部長、科長等を通じて実際に今後研究をいたします研究所の研究者の意見も十分に反映されているというふうに考えております。

また、農民の意見はどうかということでございますが、今回の二つの研究所の問題、特にバイオ

テクノロジーの問題というように点につきましては、一人一人の、あるいは特に具体的な農民の方のといったような意味での意見聴取を特別にはいたしておりませんが、いろんな機会を通じてまして、農民の方々のあるいは農民の方々と直接接してまいります普及関係の方々、あるいはそういう方々の意見を常に吸収しておられます専門家の方々、そういう方々の御意見も十分にお聞きしておりますので、現在、実際に農業を営んでおられる方々から、いまの品種だけではいけない、もっといいものが必要である、あるいはそれらの品種をつくる上でもっと新しい、世界にも負けないような技術をつくってほしいというふうなことは常に要請を受けているわけでございます。そういう要請にも今回の二つの研究所の計画は十分にお答え申し上げることができているのではないかと、このように確信いたしております。

○安武洋子君 ちょっと聞き漏らしたのかもわかりませんが、現場の研究者の意見をお聞きになったのでしょうかということに対して、何だかいろいろ言われて、反映されていると思うというふうにお答えになったんですが、聞かれたのか聞かれなかったのか、端的にお答えください。

○政府委員(岸國平君) 聞いております。

○安武洋子君 では研究内容が詰め切れなままの改編ということと承って、次にまいります遺伝子の組みかえで病気に強い作物をつくり出すとか、豆科以外の作物に根粒バクテリアをつけて肥料の要らない農作物をつくっていくとか、細胞融合で新品種を生み出すとか、こういうことは技術者の夢であり、私はこれを否定するものではないでございます。しかし、大変一面の強調といふのは危険でもあらうかと思うわけですが、バイオテクノロジーの開発に当たりまして、農水省は農水省に私はふさわしい方法があるのではなからうかというふうに思います。

そういう点で、植物ウイルス病の防除という目的から出発いたしまして、分子生物学的手法を深

めまして、プロトプラストを世界に先駆けてつくり出すというふうな成果を上げてきました植物ウイルス研究所、これを解体するというのは非常に問題であらうかというふうに思うわけですが、植物ウイルス研究所で開発いたしました品種改良、このバイオテクノロジーを応用しました品種改良を目指しての周辺技術として動員する、また研究者もそのために動員する、こういうことではなくて、植物ウイルス研究をきちんと生資研の中に位置づけましてその中からバイオテクノロジーも深めていく、こういう方向がぜひ必要ではなからうかというふうに思います。この点について御意見を伺います。

○政府委員(岸國平君) ただいま御指摘の研究所は植物ウイルス研究所ということで、現在筑波に置いてあります研究所でございます。植物ウイルス研究所におきましては、御指摘のように、いままで作物に寄生いたしました被害を及ぼすウイルス病の防除のための基礎研究を実施してまいりました。そのために、その研究によっていろんな成果が得られまして、御指摘の中にありましたようなプロトプラストの大量安定作成の方法といったようなものも世界に先駆けてつくられたというふうなこともございます。ただ、ただいま申し上げましたプロトプラストの作成方法といったようなものは、植物ウイルス研究所の成果といたしましては一つ一つの副産物でございます。植物ウイルス研究所でねらいとし、また任務といたしておりましたのは、ウイルス病の防除を達成するということを対象にいたしてまいりました。

今回の二つの研究所をつくり出す場合に、私もこの植物ウイルス研究所の研究を、特にウイルス病を防除するという意味で今後ともしっかりと研究は継続していかなければいけないというふうに考えておりました。その一つといたしまして、ウイルス並びにウイルス病に関する基礎研究の面では、今後環境技術研究所においてこれを行ってまいりたいというふうに考えております。

それからまた、特にウイルス病を防除するため

には、ウイルスに関する分類でありませうか、あるいはどういふふうなウイルス病が伝播されるのかといったようなことを次々と明らかにしてまいらなければいけないわけではございますが、そういった研究につきましては、すでに植物ウイルス研究所が設けられましてから十数年以上を経過いたしまして、その間に私どもの試験研究機関におきましては、野菜試験場でありましてか果樹試験場でありませうか、そういった多くの作目別の試験場あるいは地域の試験場等におきまして、ウイルスに関する研究を積極的に進められるような実力がついでまいりました。そういったところの研究の力と、それからまた、今回農業研究センターにおきまして新しく三つの研究室を振りかえて新設いたしますので、それらを用いますといままで以上にしっかりとウイルス病の防除に関する研究は行っていく、そういうふうな考えているわけでございます。

先生の御指摘の、農業生物資源研究所においてもウイルスの研究を位置づけていくべきではないかという御指摘でございますが、私どもは、農業生物資源研究所におきましては、先ほど来何回も申し上げましたように、農業生物資源研究所の明確な目標というのがございますので、その中におきまして植物ウイルスに関する研究も、今後新しい生物資源をつくってまいります場合の一つの手段として活発に研究も行う必要が出てまいります。そんなふうな考えております。

○安武洋子君 そのらの農水省の御認識が私はおかしいというふうな思いうわけなんです。ウイルスそのものの防除方法もまだはつきりわからない、十数年かかたというふうにおっしゃいますけれども、まだそこまですべてではないというふうには私には思いません。地域の農試、こういうところとか、あるいは作物別でウイルス研究ができるような段階になった、実力がついてきたとおっしゃいますけれども、そういうところはいろいろなものが雑多に持ち込まれて、本当にそういうウイルスそのものの基礎防除をやっていくという、基

礎的なそういう研究ができるような立場ではなかなかありません。

ですから、いまおっしゃるのは、大変このウイルス研究という点に対して軽視をなさっている。もつとウイルスの防除のための基礎研究、これをきっちり生資研の中に一応位置づけてやっていこう、日本農業を進展させるためにはというふうにはやはりお考えにならないと、いま日本農業にこのウイルス病の与えている影響というのは大変多うございますからね。金額にいたしまして、それから農業全体に与える影響としても大きいわけなんです。そこをもう一度考え直していただきたい。いかがですか。

○政府委員(岸國平君) ただいまお答えいたしましたとおりでございますが、農業生物資源研究所におきまして植物ウイルスに関する研究を、特にいままでの植物ウイルス研究所におきまして実施してまいりましたように、それを目的とした研究を行うつもりはございません。それは先ほど申し上げましたように、今回の農業生物資源研究所におきまして方法としては十分に活用してまいりつてもございますが、農業生物資源研究所においてウイルス病の防除を目的とするような研究を行うつもりはございません。

○安武洋子君 だから、農業被害のウイルスの防除そののけというところで、世界の種子戦略という大企業奉仕のやはり食糧戦略のペースにはまり込んでしまうという危惧を私は感ぜざるを得ないわけなんです。

生資研の当面の目玉としておりますベクターの開発に当たりまして、植物ウイルス自体の研究をもつと深める必要があるという意見があります。これをどうお考えなんでしょうか。それから専門家の意見などを十分に聴取をなさいましたでしょうか、お伺いをいたします。

現在植物において遺伝子組みかえを行います場合に、ウイルスがベクターとして有用であるということにつきましてはそのように認識をいたしておきます。そういうこともございまして、今回、植物ウイルス研究所のいままで積み上げてまいりました研究のキャリアを十分にこの農業生物資源研究所の中で活用してまいりたいというふうな考えております。

そういうことでございますので、農業生物資源研究所の中でベクターとしてのウイルスの活用あるいは今後もっと別な面でのウイルスの活用ということも出てまいりかねません。そういうものについては、あくまでも農業生物資源研究所におきまして研究目的を達成するための手段ということで位置づけて研究を進展させてまいりたい、そういうふうな考えておりました。それらの点については十分に議論を尽くした結果でございます。

○安武洋子君 専門家の意見を十分聴取されましかたかという、これは。

○政府委員(岸國平君) 専門家の意見を十分に徴しております。

○安武洋子君 では、新環境技術研究所につきまして、これは農畜園芸局対応の研究ではなくて、構造改善局対応の研究をさせるというふうな声が農水省の内部にあるというふうな聞いております。農林水産技術会議としてもそのようにお考えなんでしょうか。

○政府委員(岸國平君) 農業環境技術研究所におきましては、農業生物資源研究所とは違ひまして、非常に広範な研究を予定いたしております。特に、農業の基盤をなしております土壌の問題、水の問題あるいは気象的な問題、それからまた作物に影響を及ぼす病害虫の問題でありますとか、あるいは作物をめぐる生態系の問題でありますとか、そういうふうな問題について研究を進めてまいります。これは単に一つの局だけに限られるようなものではございませんで、私どもの考えとしては、構造改善局はもちろんでございますが、その

ほか農畜園芸局でありますとか、多数のわが農林水産省の局、庁、いずれにも関係を持つものというふうな理解をしております。

○安武洋子君 臨調、行革で農水省関係の補助金に大なたがふるわれる、その分を土木工費で埋め合わせするということ、その呼び水になるような研究をさせるという考え方はなからうかと私は思います。

技術会議は、これまで病虫や雑草として駆除の対象としか考えていなかった昆虫や植物も含めての生態系を生かしての農業のための研究とか環境保全のための技術開発、こう説明をされております。この説明とは違って、日本全国を掘り返すための研究と、こういうことになってしまいうちはありませんか。

○政府委員(岸國平君) 私ども、いまお答えを申し上げましたように、農業環境技術研究所におきましては、決して日本全国を掘り返すためのもことになるような研究をしようとは毛頭考えておりませんで、先ほどお答えいたしましたような農業の基盤をなします土壌、水、また作物をめぐります各種の環境要素の問題、そういった問題を研究いたしまして、トータルとして農業が今後も健全に発展できるように、その基礎になるような技術を開発してまいりたい、こういうふうな考えております。

○安武洋子君 おっしゃることは私はなかなかわかに信じがたい。やはり先ほど私が申し上げたような考え方でなからうかというふうな思わざるを得ないわけなんです。ここで、人事の問題について、時間がありませんので、お伺いをしておきます。衆議院の審議で、この再編に当たりまして、研究者の活力を十分に引き出すようにしたいとか、あるいは研究者がやる気を持って研究に向かえるようであればいい研究ができないので十分に配慮する、こういうふうな御答弁なされておられます。筑波の現場では、十二月一日以降は職がないものと考えてほしい、こういう当局側の大変穏当

でない発言がありまして、一方的な強引な人事の
ごり押し、この動きがございませぬ。これは農水省
のこういうのが方針なんでしょうか。国会の答弁
とは大変違っておりますが、いかがですか。

○政府委員(岸國平君) たいま御指摘の、十二
月以降云々ということは私も全くそういうよう
なことを申していることはございませぬので、そ
の点については特に直接お答え申し上げることは
ございませぬが、ただ、たいまの御指摘あるい
は御質問の内容に對しまして、私どもの現在考え
ておりますところについてお答えを申し上げます
と、今回の二つの研究所の設立に当たりましては、
先ほど来申し上げておりますように、農業技術研
究所並びに植物ウイルス研究所の二つの研究所を
廃止いたします。それからまた、畜産試験場につ
きましては、現在おります定員を約半分に縮減を
いたします。その縮減をいたしました半分の定員
のかかりの部分は新しい研究所において研究を進
めていくような配置を考えておるわけでございま
す。

そういう意味におきましては、現在の農業技術
研究所あるいは植物ウイルス研究所、畜産試験場、
それぞれのところにおります研究者は、いずれも
研究の対象が変わってまいりますし、また研究室
の名称等も変わってまいります。そういうことが
先ほど先生の御指摘のような表現になっている部
分があるいはあるのかもわかりませんが、実態と
してそういうことでございませぬ。

その場合に、私どもは衆議院のときにもお答え
申し上げましたように、研究を進めるのはあくま
で人間でございませぬので、その研究を進める人間
が積極的に活力を持って研究がでなければ、ど
んなに組織をつくってもその組織は動かないとい
うふうに考えておりますので、研究者の配置につ
きましては十分に配慮をいたしまして、現在の研
究をしております専門分野あるいは現在の研究者
の持つておりますテクニック、そういったものを
十分に配慮した上でそれらが十分に活用できるよ
うな配置をしてまいりたい。そのためには適材適

所の原則をしつかりと守って配置をしてまいりた
い、そういうふうにご考えております。

○安武洋子君 強引な人事を進めるといふような
ことは絶対にやっていたいだいては困ると思いま
す。

岸局長は、「えてして一人一人の研究者はその
自分の入り込みました研究の場面にとらわれ過ぎ
てなかなか全体が見通せないというようなことが
起こりますので、」その点を常に戒めながら研究
を推進しているところでございませぬ。と、こうい
うふうに述べておられます。いま農水省が当面し
ている問題といたしますのは、私は先ほどから論議
をいたしておりましたけれども、局長のお
考えのような視点ではなくて、臨調行革と、こう
いう枠組みが先にあって、これに農水省としてど
う対応するかということから出発なさるからい
まいろいろ問題が起こっているというふうにお思
います。一人一人の研究者というものが研究を進展さ
せる方向をいまい見失っているというふうな問題で
はございませぬ。ですから、スクラップ・アンド・
ビルドの研究機関の再編と申しますけれども、そ
のスクラップもそれからビルドも、どちらもつま
り農業切り捨ての道に私はつながつていくという
危惧を抱かざるを得ないわけですね。

農水省は技術開発の夢を語っていらつしやいま
す。しかし、それを着実に達成していくプログラ
ムを提起はなさっておりませぬ。日本農業のいま
大変な危機でございませぬ。日本農業のいま
それから農水省が大変な危機に置かれておるんだ
からというふうなことで、職員に對してがんばれ
というふうなことでは私はためだと思ふんです。
研究者がどういふことに着目しているのか、そし
てどういふ研究をしようとしているのか、あるい
は農民が何を要求しているのか、そして農民が何
を農水省に期待をしているのか、日本農業の真の
発展のために私はもっとこういうところに耳を傾
けて現状を見ていただきたい。いまのままの農水
省の態度というのは、私は再び農基法の誤りを繰
り返すことになるのではなからうかというふう

に
思ひます。
古くからの言葉でございませぬが、農学栄えて農
業滅びるといふ言葉がございませぬ。やはり私は、
この行革の中で農水省が生き残るといふことばか
りをお考えということになりませぬ。試験研究機
関が残って一定の業績を上げて農業者のものが
減びることになる、こういう危惧を大変抱かざる
を得ないわけですね。先ほどからの農水省の御答弁
を伺つていて、私はその危惧をますます深めるも
のでございませぬ。そういう点は絶対にやっていた
だいてはならない、日本農業を真に発展させてい
ただかなければならない、私はこのことを申し上げ
まして、これは御答弁よろしゅうございませぬ。
これで、私の時間が参りましたので、質問を終
わります。

○委員長(坂野重信君) 他に御発言もなければ、
質疑は結局したものと認めませぬ。
これより討論に入ります。——別に御意見もな
ければ、これより直ちに採決に入ります。
農林水産省設置法の一部を改正する法律案に賛
成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)
○委員長(坂野重信君) 多数と認めませぬ。よつて、
本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

山崎君から発言を求められておりますので、こ
れを許します。山崎君。
○山崎君 私は、たいま可決されました農林
水産省設置法の一部を改正する法律案に對し、自
由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、国
民会議、民社党・国民連合及び無党派クラブの各
派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

農林水産省設置法の一部を改正する法律
案に對する附帯決議(案)
政府は、今後農業関係試験研究を一層推進す
るため、先の衆参両議院における「食糧自給力
の強化に関する決議」の趣旨を踏まえ、次の兩
事項について特に留意の上善処すべきである。

一、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究
所の発足を契機に基礎研究を一層充実するこ
と。
二、時代の要請にこたえた試験研究体制の整備、
研究条件の改善を図るとともに、開かれた研
究機関として農業の振興及び農業者の要請に
こたえるよう努めること。
右決議する。
以上でございませぬ。
○委員長(坂野重信君) たいま山崎君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。
(賛成者挙手)
○委員長(坂野重信君) 全会一致と認めませぬ。
よつて、山崎君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。
たいまの決議に對し、金子農林水産大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。金子農林水産大臣。
○國務大臣(金子岩三君) たいまの附帯決議に
つきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、
十分検討の上、善処するよう努力してまいりたい
と存じます。
○委員長(坂野重信君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願ひたい
と存じます。御異議ございませぬか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十六分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、元日赤救護看護婦に對する慰勞給付金に関
する請願(第二二六二号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二三

九

(二一号)

一、国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等に関する請願(第二三三二号)(第二三二九号)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第二三四四号)(第二三四五号)

第二二六二号 昭和五十八年四月九日受理

元日赤救援看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 東京都町田市玉川学園一ノ一五

ノ一一 金倉シャウ 外百八名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第二三二一号 昭和五十八年四月十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県桑名市西川原七八 水谷

あつ子 外二百五十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三三二号 昭和五十八年四月十一日受理

国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 愛媛県伊予郡松前町恵久美八一

九公務員宿舍一三五四号 中村茂

外二百二十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二三二九号 昭和五十八年四月十二日受理

国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 広島市東区二葉の里二ノ九ノ一

澄川豊 外五十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二三四四号 昭和五十八年四月十四日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 岐阜県各務原市三井町若宮一七

四ノ二 太田勝一

紹介議員 杉山 令肇君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第二三四五号 昭和五十八年四月十四日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 和歌山市北釘貫丁二 継岩萬吉

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

昭和五十八年五月六日印刷

昭和五十八年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P